



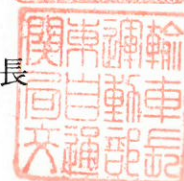
関自監旅第 320号の2
関自監貨第 929号の2
関自旅一第1216号の2
関自旅二第1665号の2
関自貨 第1211号の2
平成29年1月16日

一般社団法人 全国物流ネットワーク協会長 殿

関 東 運 輸 局
自 動 車 監 査 指 導 部 長



関 東 運 輸 局
自 動 車 交 通 部 長



「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」の
一部改正について

標記について、別添のとおり通達があったので、了知されるとともに、傘下会員に対し
周知徹底方お願いします。

国官運安第272号
国自安第189号
国自旅第318号
国自貨第114号
平成29年1月13日

関東運輸局自動車監査指導部長 殿

大臣官房運輸安全監理官

自動車局安全政策課長

自動車局旅客課長

自動車局貨物課長

「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」の
一部改正について

今般、「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」（平成21年10月16日付け国官運安第156号、国自安第88号、国自旅第163号、国自貨第95号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、了知するとともに、自動車運送事業者への周知徹底を図られたい。

なお、本件については、別紙のとおり、関係団体あて通知したので申し添える。

自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>国官運安第156号 国自安第88号 国自旅第163号 国自貨第95号 平成21年10月16日 一部改正 平成23年6月14日 一部改正 平成25年7月22日 一部改正 平成25年9月30日 一部改正 平成26年1月24日 一部改正 平成29年1月16日</p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東運輸局自動車監査指導部長 殿 沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>大臣官房運輸安全監理官 自動車交通局安全政策課長 自動車交通局旅客課長 自動車交通局貨物課長</p> <p>自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について</p> <p>運輸事業者について、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築、全社内の安全意識の浸透、安全最優先の風土の定着を図ること等を目的として「運輸安全マネジメント制度」が平成18年10月から導入された。</p> | <p>国官運安第156号 国自安第88号 国自旅第163号 国自貨第95号 平成21年10月16日 一部改正 平成23年6月14日 一部改正 平成25年7月22日 一部改正 平成25年9月30日 一部改正 平成26年1月24日</p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東運輸局自動車監査指導部長 殿 沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>大臣官房運輸安全監理官 自動車交通局安全政策課長 自動車交通局旅客課長 自動車交通局貨物課長</p> <p>自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について</p> <p>運輸事業者について、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築、全社内の安全意識の浸透、安全最優先の風土の定着を図ること等を目的として「運輸安全マネジメント制度」が平成18年10月から導入された。</p> |

今般、制度導入後、これまでの運輸安全マネジメント評価の実績等を踏まえ、下記のとおり運輸安全マネジメントの実施に当たっての新たな取扱いを定め、これに従って制度を運営することとしたので、各地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)においては、制度運営に遺憾なきを期されるとともに、自動車運送事業者(以下「事業者」という。)への周知徹底を図りたい。

なお、「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」(平成18年9月27日付け国自総第321号、国自旅第180号、国自貨第84号)は、廃止する。

なお、本件については、別紙のとおり、関係団体あて通知したので申し添える。

記

I 運輸安全マネジメントの実施

1. ～5. (略)

II 事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表

1. ・2. (略)

3. 事業者の行政処分情報の公表について

旅客自動車運送事業者は、道路運送法第27条第4項(同法第43条第5項において準用する場合を含む。)、第31条又は第40条(同法第43条第5項において準用する場合を含む。)の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。)を、貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法第23条(同法第35条第6項において準用する場合を含む。)、第26条又は第3条(同法第35条第6項において準用する場合を含む。)の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。)を受けたときは、次に掲げる内容を遅滞なく公表し、その期間は、当該行政処分を受けた日から3年間を経過する日までとする。

①当該処分の内容

(輸送の安全確保命令、事業改善命令、自動車その他の輸送施設の使用停止処分、事業停止処分)

②当該処分にに基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容 (改善報告書等)

4. (略)

附則 (略)

今般、制度導入後、これまでの運輸安全マネジメント評価の実績等を踏まえ、下記のとおり、運輸安全マネジメントの実施に当たっての新たな取扱いを定め、これに従って制度を運営することとしたので、各地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)においては、制度運営に遺憾なきを期されるとともに、自動車運送事業者(以下「事業者」という。)への周知徹底を図りたい。

なお、「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」(平成18年9月27日付け国自総第321号、国自旅第180号、国自貨第84号)は、廃止する。

なお、本件については、別紙のとおり、関係団体あて通知したので申し添える。

記

運輸安全マネジメントの実施

1. ～5. (略)

事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表

1. ・2. (略)

3. 事業者の行政処分情報の公表について

旅客自動車運送事業者は、道路運送法第27条第3項(同法第43条第5項において準用する場合を含む。)、第31条又は第40条(同法第43条第5項において準用する場合を含む。)の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。)を、貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法第23条(同法第35条第6項において準用する場合を含む。)、第26条又は第3条(同法第35条第6項において準用する場合を含む。)の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。)を受けたときは、次に掲げる内容を遅滞なく公表し、その期間は、当該行政処分を受けた日から3年間を経過する日までとする。

①当該処分の内容

(輸送の安全確保命令、事業改善命令、自動車その他の輸送施設の使用停止処分、事業停止処分)

②当該処分にに基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容 (改善報告書等)

4. (略)

附則 (略)

貨第114号)

この通達は、平成29年1月16日から施行する。

別添1～5(略)

別添1～5(略)